

(設置)

第 1 条 長崎外国語大学における教育の内部質保証を目的とする教育戦略の立案や目標設定等の意思決定を行うに際して必要となる教学情報の有効活用を図るため、「長崎外国語大学 内部質保証に関する規程」第 14 条に基づき、大学協議会の下に教学 IR 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 IR は Institutional Research の略称で、教学 IR とは学士課程教育改革を支援するために必要な教学情報の入手、分析、管理、情報の公開等の作業を総称したものをいう。

(所管事項)

第 3 条 委員会は、第 1 条の目的を達成するために、IR 課と連携して次の事業を行う。

- (1) 入学試験結果等、入学者情報の分析
 - (2) 学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生リテンション率等に関する情報の収集と分析
 - (3) ベンチマーキングのための複数大学間比較や全国調査等に照らした本学の相対的な位置付けのための調査・分析
 - (4) 教学 IR の成果に基づく教育改革の支援、提案、助言
 - (5) IR に係る情報のデータの公表
 - (6) その他委員会の目的を達成するために必要な業務
- 2 委員会は前項第 1 号から第 2 号の分析の結果を関係する学内各組織の自己点検・評価小委員会及び自己点検・評価委員会に報告するものとする。

(組 織)

第 4 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教育支援部長
- (3) 入試広報部長
- (4) キャリアセンター長
- (5) 教育支援課より学長が指名した職員
- (6) IR 課より学長が指名した職員
- (7) 統計解析・データ分析・データベースのうちいずれかに関する知識を有する専任教員又は専任職員
- (8) その他必要に応じて学長が指名した者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長がこれにあたる。

2 委員長は、委員会を招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第7条 委員会に、専門的事項を審議するとともに必要な事項を処理するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会を置くために必要な事項は、別に定める。

(陪席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員以外の教職員を出席させ、意見を徴することができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、IR課が行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の意見を聴き、学長が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021(令和3)年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022(令和4)年1月1日から施行する。